

食 品 営 業 者 各 位

(一社) 沖縄県食品衛生協会八重山支部  
支 部 長 赤 山 丈 人  
(公印省略)

## 食 品 衛 生 責 任 者 養 成 講 習 会 の ご 案 内

初秋の候 皆様におかれましては益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。

平素より当支部の事業運営にはご協力を賜り心より感謝申し上げます。

さて、食品衛生法施行細則（昭和47年沖縄県規則第44号）並びに食品衛生法施行条例（平成12年沖縄県条例）により、営業者は営業の許可を受けた後1年以内に食品衛生責任者を設置することが義務付けられています。

つきましては、下記の日程にて『食品衛生責任者養成講習会』を実施いたしますので、まだ資格を取得されていない方は受講されますようご案内致します。

また、すでに下記のいずれかの資格を持っている場合は、講習会を受ける必要はありませんが、「食品衛生責任者設置報告書」を八重山保健所生活環境班へ各資格の原本を提示し、その写しと営業許可証の写しを添えて、提出して下さい。

- (1) 食品衛生管理者（医師・獣医師・薬剤師・その他所定の大学課程修了者）
- (2) 栄養士
- (3) 調理師
- (4) 製菓衛生師
- (5) 食鳥処理衛生管理者
- (6) 船舶料理士
- (7) 食品衛生責任者養成講習会修了者
- (8) 都道府県保健所政令市の食品衛生関係の条例、規則等に基づく資格又は自治体等の長が食品衛生に関して同等以上の知識を有すると認めた者

### 記

受 付 期 間 : 平成31年1月10日（木）まで（厳守）

※ 別添の申込用紙にて事務局（保健所内）又はファックスでお申込下さい

※ 定員90名に達し次第締め切らせて頂きます。

日 時 : 平成31年1月16日（水） 8時40分受付開始

午前9:00～午後16:30（講義・休憩・講義）

場 所 : 八重山合同庁舎（元八重山支庁）2階 大会議室

持参する物 : 筆記用具・受講料金・営業許可証（コピー可・設置届に使用）

受 講 料 : 5,400円

弁 当 代 : 500円（お弁当は事前予約にて承っております。飲料込）

受 講 科 目 : 公衆衛生学・衛生法規・食品衛生学



遅刻・途中退席・早退した場合、未受講扱いとなります。その際、返金いたしません。  
また、次回受講の際も初めからの受講となりますので、お気を付けてください。

※詳細については食品衛生協会又は保健所までお問い合わせ下さい

食品衛生協会八重山支部 TEL/FAX 0980-88-6125

八重山保健所生活環境班 0980-82-3243

(FAX) 0980-83-0474

# 食品営業許可業者のみなさまへ

## ☆食品衛生責任者の設置

平成12年4月から食品衛生法施行細則（昭和47年沖縄県規則第44号）並びに食品衛生法施行条例（平成12年沖縄県条例）により各施設ごとに食品衛生責任者の設置が義務付けられております。

沖縄県では営業許可を受けた後、1年以内に責任者を設置することになっており、保健所窓口にて責任者設置報告書を提出することになっております。

## ☆食品衛生責任者の設置が必要な営業種

飲食店営業、喫茶店営業、菓子製造業、あん類製造業、アイスクリーム類製造業、乳処理業、特別牛乳さく取処理業、集乳業、乳類販売業、食肉処理業、食肉販売業、魚介類販売業、魚介類せり売り業、魚肉ねり製品製造業、（魚肉ハム、魚肉ソーセージは除く）、食品の冷凍または冷蔵業、清涼飲料水製造業、乳酸菌飲料製造業、冰雪製造業、冰雪販売業、みそ製造業、しょうゆ製造業、ソース製造業、酒類製造業、豆腐製造業、納豆製造業、めん類製造業、そうざい製造業、添加物製造業、缶詰・瓶詰食品製造業、その他の食品製造販売業

## ☆食品衛生責任者とは

食品衛生責任者とはその営業施設内の従事者又は営業者本人であって次のいずれかに該当する者（資格保持者）となっております。

- (1) 食品衛生管理者（医師・獣医師・薬剤師・その他所定の大学課程修了者）
- (2) 栄養士
- (3) 調理師
- (4) 製菓衛生師
- (5) 食鳥処理衛生管理者
- (6) 船舶料理士
- (7) 食品衛生責任者養成講習会修了者
- (8) 食品関係の条例、規則等に基づく資格又は自治体等若しくは自治体等の長が食品衛生に関して同等以上の知識を有すると認めた者

※ 新規で営業許可を取得した営業所は1年以内、又は食品衛生責任者が退職、変更などした場合は10日以内、責任者設置報告書を届けなければなりません。